



子育て

問 伊奈庁舎子ども課 (内線4205)

児童扶養手当「現況届」の提出を忘れずに

7月下旬に通知書を郵送します

児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。7月下旬に通知書を郵送するので、8月31日(火)までに手続きをお願いします。

現況届は、毎年8月1日における状況を、受給者本人に届け出てもらい、受給資格と前年分の所得状況などを確認する重要な手続きです。この手続きにより、本年11月から翌年10月までの1年間の手当の受給資格および手当額を決定します。

通知書が届いたら内容を確認の上、必要書類を用意し、必ず窓口で手続きをお願いします。(対面での確認が必要のため、郵送不可です)

現況届の提出がない場合は、11月分以降の手当を支給することができません。また、現況届未提出のまま2年間を経過すると、時効により手当の受給資格を喪失するのでご注意ください。

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進を目的し、児童の健全育成を図るための

手当です。

所得制限について

「受給者」および「同居されている扶養義務者(同居の直系血族、兄弟姉妹)」の前年の所得が、所得制限額を超えた場合は、手当の全部または一部が支給停止されます。

また、養育費を受け取っている方は、前年に受給者および児童が受け取った8割が所得として合算されるので、「養育費に関する申告書」への記入を行ってください。

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン

市役所内に「ハローワーク常総の臨時相談窓口」を設置します。普段は忙しくてハローワークに行くことができないお母さん、お父さん、児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひ、お越しください。

▼日時・場所 8月11日(水)

伊奈庁舎1階相談室2 午前9時半～午後4時(正午～午後1時除く)

▼「出張ハローワーク」についてのお問い合わせ 常総公共職業安定所 生保係 ☎0297・22・8609



コロナ支援

問 伊奈庁舎介護福祉課 (内線4302)

介護保険料の減免制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定以上収入が減少(年金収入、株式取引による収入は除く)した世帯の第1号被保険者(65歳以上の方)は介護保険料の減免に該当する場合がありますので介護福祉課までご相談ください。

▼減免の対象となる保険料 令和2年度および令和3年度の介護保険料のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに普通徴収の納期限が設定されているもの。

※特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。

▼申請方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り「郵送」にて申請を行い、来庁はお控えください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。インターネットから出力することが困難な場合は、電話での請求で申請書を郵送します。

▼申請期限 令和4年3月31日(木)



■減免の対象となる世帯 (主たる生計維持者以外の方が次の要件に該当しても減免の対象ではありません)

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯	全額減免
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の(1)(2)の両方に該当する世帯 (1)主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの収入が前年と比べて30パーセント以上の減少が見込まれること (2)主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること	一部減免(前年の所得金額から減免額は変わります) ※ただし、主たる生計維持者が事業などの廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、全額減免